

## 「労働保険事務組合事務処理規約」の一部改定

会員サービス及び収益事業の一環として、当会傘下に労働保険事務組合が組織されておりますが、昨年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を受け、厚生労働省令が一部改正されたこと及び労働保険事務組合を管轄する東京労働局からの指導を踏まえ、以下のとおり規約の一部改定を実施します。

### 「労働保険事務組合事務処理規約」の一部改定

	改正後	改正前
1	<p>第2章 労働保険関係等事務処理の委託</p> <p>第2条 労働保険関係等事務処理の委託</p> <p>3項 <u>削除</u></p> <p>第3条 委託事務の手続き</p> <p>3項 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（徴収則様式第<u>16</u>号・石綿則様式<u>4</u>号）」に所定の事項を記載し、本労働保険事務組合事務処理規約を当該事業主に交付するものとする。</p>	<p>第2章 労働保険関係等事務処理の委託</p> <p>第2条 労働保険関係等事務処理の委託</p> <p>3項 <u>本事務組合に前2項の規定による事務処理を委託することができる事業主の事業場の地域は、原則として武蔵野税務署の管理区域内とする。</u></p> <p>第3条 委託事務の手続き</p> <p>3項 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（徴収則様式第<u>18</u>号・石綿則様式<u>5</u>号）」に所定の事項を記載し、本労働保険事務組合事務処理規約を当該事業主に交付するものとする。</p>
2	<p>第3章 事務処理の方法</p> <p>第6条 賃金等の報告</p> <p>2項 本事務組合が、東京労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び東京労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿（徴収則様式第<u>17</u>号・石綿則様式第<u>5</u>号）」（以下「徴収及び納付簿」という。）に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。</p>	<p>第3章 事務処理の方法</p> <p>第6条 賃金等の報告</p> <p>2項 本事務組合が、東京労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び東京労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは「労働保険料等徴収及び納付簿（徴収則様式第<u>19</u>号・石綿則様式第<u>6</u>号）」（以下「徴収及び納付簿」という。）に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。</p>
3	<p>第8条 被保険者の異動等に関する報告</p> <p>2項 委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下被保険者証という。）の交付を受けて</p>	<p>第8条 被保険者の異動等に関する報告</p> <p>2項 委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下被保険者証という。）の交付を受けて</p>

	<p>いる者について、前項の規定による被保険者の資格の<u>取得、転入及び氏名</u>の変更を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。</p> <p>3項 本事務組合が第1項に規定する報告を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（徴収則様式第<u>18号</u>）」（以下事務等処理簿という。）に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>4項 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する確認通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿にその年月日を記載し、当該委託組合員の<u>氏名</u>を記入させるものとする。</p> <p>5項 本事務組合が、<u>雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項及び第12条第1項の規定</u>により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。</p>	<p>いる者について、前項の規定による被保険者の資格の<u>得喪、転出入及び氏名</u>の変更を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。</p> <p>3項 本事務組合が第1項に規定する報告を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（徴収則様式第<u>20号</u>）」（以下事務等処理簿という。）に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>4項 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する確認通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿に当該委託組合員の<u>確認印</u>を徴するものとする。</p> <p>5項 本事務組合が、<u>雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項、第12条第1項及び第14条第4項の規定</u>により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。</p>
4	<p>第9条 離職証明書に関する報告</p> <p>4項 本事務組合が離職票を交付したときは、事務等処理簿にその交付した年月日を記載するものとする。</p>	<p>第9条 離職証明書に関する報告</p> <p>4項 本事務組合が離職票を交付したときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、その交付を受けた者から<u>受領印</u>を徴するものとする。</p>
5	<p>第11条 納入告知を受けた場合の事務)</p> <p>本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入の告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその<u>納入通知書</u>を送付するものとする。</p>	<p>第11条 納入告知を受けた場合の事務</p> <p>本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入の告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその<u>納入告知書</u>を送付するものとする。</p>

	<p>2項 納入通知書の送付を受けた委託組合員は、<u>納入通知書</u>に指定された納期限の5日前までに、納入告知にかかる金額を<u>納入通知書</u>に添えて本事務組合に交付しなければならない。</p>	<p>2項 納入告知書の送付を受けた委託組合員は、<u>納入告知書</u>に指定された納期限の5日前までに、納入告知にかかる金額を<u>納入告知書</u>に添えて本事務組合に交付しなければならない。</p>
<p>9</p>	<p>第7章 個人情報の保護  第25条 個人情報保護の徹底  委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する個人情報の漏洩滅失又は毀損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報の保護の徹底を図るために必要な事項は、本団体の理事会等の議決機関の承認を経て別に定める。</p>	<p>条文無し</p>

以 上